

基発第 0401008 号

平成16年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令等の一部改正について

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成16年政令第149号。以下「改正政令」という。）及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、本日公布・施行されたところである。

改正政令及び改正省令の内容等は、下記のとおりであるので、これが取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

今般の政省令の改正は、今後さらにサービス経済化の進展が見込まれる中で、商業、サービス業等の小規模の委託事業を抱え、取扱保険料額が低く相対的に報奨金交付額が低い事務組合の保険料収納に係る労苦に報い、これらの事業の適用促進を図りつつ、今後の先行き不透明な賃金総額の動向等を考慮し、取扱保険料額の多寡により事務組合の運営等が大きく影響されにくい安定的な制度とするため、定率部分の算定率を引き下げるとともに、定額部分の単価を引き上げることとしたものであること。

2 改正の内容

(1) 定率部分の算定率の改定

報奨金の定率部分の算定に用いる率を100分の3.4から100分の2.5としたこと(労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和48年政令第195号)第2条第1号関係)。

(2) 定額部分の単価の改定

報奨金の定額部分の算定に用いる単価を次のとおり引き上げることとしたこと(労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和48年労働省令第23号)第1条第1項関係)。

常時使用する労働者の数	保険関係成立の区分	新	旧
5人未満	二保険関係成立事業	8,400円	4,600円
	二保険関係成立事業以外の事業	4,200円	2,800円
5人以上15人以下	二保険関係成立事業	4,200円	2,300円
	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円	1,400円

3 その他

上記改正に基づき、労働保険事務組合報奨金交付要領を別途改定する予定であること。